こどもまんなか
こども家庭庁

防止措置について（１）

防止措置とは

防止措置とは、事業者が犯罪事実確認の結果や、事業者による調査の結果などを踏まえて、従事者によって性暴力が行われるおそれがあると認めるときに、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなど、**事業者が講じなければならない性暴力を防止するために必要な措置**。

「おそれ」があると認めるとき

犯罪事実確認の結果
性犯罪歴(※)があったとき



性暴力の
被害の申出があったとき



調査などの結果
性暴力が行われたと
合理的に判断できるとき



調査などの結果
不適切な行為が行われたと
合理的に判断できるとき



（※）法第２条第８項に定める「特定性犯罪事実該当者」であったとき

こどもまんなか
こども家庭庁

防止措置について（２）

「おそれ」の内容と防止措置

内容	防止措置の内容
① 特定性犯罪事実該当者であった場合	➢ 原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させない。 （例：新規採用の場合は内定取消し等、現職者の場合は対象業務以外への配置転換など）
② 児童等やその保護者から、従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合	➢ 被害が疑われる児童等と加害が疑われる対象業務従事者の接触の回避を行う。 （例：一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に従事させるなど）
③ 児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合	➢ 原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させない。 （例：懲戒処分、対象業務以外への配置転換等を講じるなど）
④ 児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合	➢ 重大な不適切行為である場合、③に準じた対応を行う。 ➢ 初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、当該行為を繰り返さないよう に指導や研修受講命令を行い、経過観察を行う等、段階的な対応を 行うことも考えられる。 ➢ 指導したにもかかわらず、同様の行為を繰り返した場合には、③に準じてより厳格な対応を行う。

防止措置として雇用管理上の措置を講ずる場合には、
労働契約法等の**労働関係法令等を遵守する**ことが必要。
（こども性暴力防止法施行ガイドライン p 217～236参照。）

こどもまんなか
こども家庭庁

採用に当たっての留意点について



事業者が採用に当たって行うべきこと

- **内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合**、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**内定取消しなどの対応（防止措置）**をとる必要があります。
- ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、**採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等**の事前の確認・対応が必要となります。

※　事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。
（事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。）

採用段階ごとに必要な作業のイメージ

募集	選考	内定	犯罪事実確認・防止措置
募集要項の採用条件に性犯罪歴がないこと等を明記しておく	**誓約書・履歴書等で性犯罪歴が無いことを明示的に確認する**	**内定通知書等に「重要な経歴の詐称」を内定取消事由として明記しておく**	**犯罪事実確認を実施** → **性犯罪歴がある場合おそれがあるとの判断の下、防止措置（内定取消し等）**

※　雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、**就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておく**ことも重要です。

こどもまんなか
こども家庭庁

募集要項等の参考例

募集要項・求人票（GL別紙3）

学校設置者等（保育所）の場合

記載項目	記載例
①業務内容	（雇入れ直後）保育業務 （変更の範囲）なし
②契約期間	期間の定めなし
③試用期間	試用期間あり（○か月）
④就業場所	（雇入れ直後）○○○○保育園 （変更の範囲）当法人の施設
⑤就業時間	7:15～18:30のうち7.5時間（シフト勤務）
⑥休憩時間	12:00～13:00
⑦休日	土日、祝日（年末年始を含む）
⑧時間外労働	あり（月平均○○時間）
⑨賃金	月給 ○○万円（ただし、試用期間中は月給○○万円）
⑩加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
⑪受動喫煙防止措置	屋内禁煙
⑫募集者の氏名又は名称	社会福祉法人○○○○
⑬特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

＊ 別紙として参照条文を掲載（GL別紙３参照）。なお、法の施行後に本ひな型を使用する際は「令和8年12月25日に施行の」という文言は外す

誓約書等の参考例

赤字：採用過程（経歴詐称）関係
青字：犯罪事実確認の手続関係

誓約書（GL別紙4）

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。
1. 私は、裏面記載の、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

＊ 裏面には参照条文を掲載（GL別紙4参照）。
＊ 法の施行後に本ひな型を使用する際は「令和8年12月25日に施行の」という文言は外す。

内定通知書（GL別紙4）

●.内定取消事由
① ～～～
② ～～～
○ 学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
○ 法人から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。
○ 犯罪その他社会的に不相当な行為を行い従業員として不適格と法人が判断したとき。
○ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

＊ 内定取消事由は、内定後に提出させる誓約書に記載することとしても差し支えない。

就業規則（GL別紙5）

（試用期間）
第○条 職員として新たに採用した者については、就労開始日から○か月間を試用期間とする。～～～。
２ ～～～
…
○ 採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、試用期間中に解雇することがある。～～～。

（懲戒の事由）
第○条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙）】とする。
一 ～～～
…
○ 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
○ 本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
○ 業務上の指示・命令に従わなかったとき。
○ こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
○ 学歴、職歴、資格、犯罪歴等の重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
○ 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。
…
X その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

（犯罪事実確認の手続に応じる義務）
第○条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しなければならない。

就業規則の参考例（不適切な行為の範囲等）

- 就業規則において、①こども性暴力防止法に基づく防止措置の対象となる児童対象性暴力等やそれにつながる不適切な行為の範囲、②教育、保育等を提供する場においてこれらの行為を行うことは本法の趣旨や規定に反する行為であり厳格な懲戒処分の対象になり得ることを定め、従事者に周知・伝達する。
- 「不適切な行為」の内容は、**各施設・事業の性質や対象児童等の年齢・発達の状況等**によって異なることが想定される。**横断指針の例示**も参考に、**従事者が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化**する。

就業規則（GL別紙5）

（児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止）
第○条　職員は、こども性暴力防止法第２条第２項に規定する児童対象性暴力等として次に掲げる行為をしてはならない。
一　児童等（こども性暴力防止法第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条（不同意性交等）に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童等をして性交等をさせること（同法第177条（不同意性交等）の罪に当たる行為、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第１項第６号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止される性交等に当たる行為を含み、児童等から暴行又は脅迫を受けて当該児童等に性交等をした場合及び児童等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）
二　児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（刑法第176条（不同意わいせつ）の罪に当たる行為、児童福祉法第34条第１項第６号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止されるわいせつな行為に当たる行為を含み、前号に掲げるものを除く。）
三　刑法第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第５条（児童買春周旋）、第６条（児童買春勧誘）、第７条（児童ポルノ所持、提供等）若しくは第８条（児童買春等目的人身売買等）の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号）第２条（性的姿態等撮影）、第３条（性的影像記録提供等）、第４条（性的影像記録保管）、第５条（性的姿態等影像送信）若しくは第６条（性的姿態等影像記録）の罪（児童等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）
四　児童等に次に掲げる行為（児童等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童等を著しく羞恥させ、若しくは児童等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
イ　衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第２条第３項第３号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること（条例により禁止される痴漢行為を含む。）
ロ　通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること（条例により禁止される盗撮行為を含む。）
五　児童等に対し、性的羞恥心を害する言動（口頭の発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることを含む。）であって、児童等の心身に有害な影響を与えるものをすること（児童等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童等を不快にさせる性的な言動）を含み、前各号に掲げるものを除く。）
２　職員は、前項に規定する児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為として次に掲げる行為をしてはならない。
一　児童等と私的な連絡先（ＳＮＳアカウントを含む。）を交換し、私的なやり取りを行うこと
二　私的に児童等と事業所外で会うこと
…
Ｘ　その他前各号に準ずる児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為
３　職員は、前二項に掲げる行為を行い、又は当該行為を理由として逮捕若しくは起訴された場合は、法人に速やかに報告しなければならない。

各施設・事業の性質や対象児童等の年齢・発達の状況等によって異なることが想定される。従事者が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各事業者の実態に応じて明確化すること。

就業規則の参考例（懲戒事由）

- 判例上、使用者が労働者に対し、**懲戒処分を行うためには、あらかじめ就業規則において、懲戒事由及び懲戒種別を定め、その就業規則を労働者に周知する**必要があるとされている。また、懲戒処分は、就業規則上の懲戒事由に該当するとともに、懲戒処分の相当性がなければ無効となる（労働契約法15条）。
- 防止措置のうち**「おそれ③・④」**との関係では、就業規則に児童対象性暴力等や不適切な行為の範囲とそれらを行ってはならない旨を定め、その違反が懲戒事由に該当する形になっている中、実際に児童対象性暴力等や不適切な行為が発生した場合は、**その具体的な事実関係（重大性・悪質性等）に応じて、懲戒処分を実施**することになるが、**懲戒解雇や諭旨退職以外の懲戒処分を実施する場合は、それのみではこどもとの接触を回避することには直ちにはつながらないので、配置転換等を行うこと**も必要である（GL233頁）。

就業規則（GL別紙5）

（懲戒の事由）
第○条　職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇（注：就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙）】とする。
一　～～～
…
○　法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
○　本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
○　業務上の指示・命令に従わなかったとき。
○　こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
○　学歴、職歴、資格、犯罪歴等の重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
○　刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。
…
X　その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

就業規則の参考例（対象業務従事者の範囲）

- 対象事業者において、法の対象となる対象業務従事者に該当する職種の者について、あらかじめ就業規則等で定める（GL別紙5「1.対象業務従事者の範囲」）。その上で、募集段階で（現職者は法施行日までに）従事者本人に対象業務従事者となり得る旨等を書面等により通知する。
- 対象業務従事者の具体例は、**GL42~47頁**（教員等）、**GL60~64頁**（教育保育等従事者）参照。
- 契約社員、パートタイム労働者、アルバイト、定年後再雇用者等について、別途規程を設けている場合は、就業規則本則と同様に対象業務従事者を規定する。

［学校設置者等向け］

（教員等）
第○条　当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第４項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十三号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。
一　園長
二　副園長
三　事務局長
四　主任
五　副主任
六　保育士
七　保育補助
八　保健師、看護師、准看護師
九　管理栄養士、栄養士
十　調理員
十一　事務員
十二　送迎バス運転手
十三　送迎バス添乗員

［認定事業者等向け］

（教育保育等従事者）
第○条　当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第２条第６項に規定する教育保育等従事者に該当するものとする。ただし、第四号及び第五号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。
一　教室長
二　事務部長
三　講師
四　事務員
五　警備員

就業規則の参考例（附則）

- 就業規則の規定例は、法の施行前の段階から施行・適用することが想定される。
- 法の施行前の段階から施行・適用することに鑑み、上記の点についてトラブルが生じないよう、明確化の観点から、就業規則の附則において、新規制定又は改定に係る就業規則の施行日を定めるとともに、法の施行前であっても適用されるものとする旨を定める（GL別紙5「6.附則」）。

（附則）

1　この就業規則は、令和○年○月○日に施行する。

2　この就業規則は、こども性暴力防止法の施行前であっても適用されるものとする。

こども家庭庁

特定性犯罪事実該当者について防止措置を講じる場合の対応

（ガイドラインP230。図中のページ番号はガイドラインの関係箇所）

犯罪事実確認の結果
犯歴あり

「おそれ」があるとの判断の下、防止措置

経歴詐称にならない場合

経歴詐称の場合(※)

防止措置（対象業務に従事させない）

対象業務以外の業務に従事させることを検討

<業務の一部変更でこどもと接さないようできる場合>

業務範囲や従事場所の見直し
（p227・228）

<対象業務以外を行う職種がある場合>

配置転換（p224・228）
（職種限定合意がある場合本人同意が必要）

<別の事業者に従事させられる場合>

出向（p224~226）
（就業規則等の規定が必要）

転籍（p225・226）
（本人の個別同意が必要）

十分に検討したが他の選択肢無し

普通解雇（p227~229）
（※）

（※）従事者が有効性を争う場合、最終的には司法判断

- 配置転換等の措置を講じることを十分に検討したが、解雇以外の選択肢が取り得ないという事情があったと認められる場合に、当該事情は普通解雇の有効性の判断に当たって重要な要素として考慮されうる。
- 最終的には司法の場において、個別の事案ごとに具体的な事実関係に基づいて客観的合理性・社会的相当性の観点から判断。

従事者の属性に応じた措置

内定取消（p220・221）

試用期間中解雇（p222・223）

懲戒解雇（p226~229）

(※)事前に次の対応が必要。

- 採用選考過程で特定性犯罪前科の有無を確認。
- 就業規則に懲戒事由や試用期間の解約事由として「重要な経歴の詐称」を定めた上で周知。内定通知書や誓約書に内定取消事由を記載した上で交付。

●上掲の措置を講じるまでに一定期間を要する場合、暫定的な対応として、自宅待機命令による自宅待機等により対象業務に従事させないことが必要。(p229)

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法に基づく防止措置と労働法制等を踏まえた留意点に関する解説動画・資料



1. はじめに

2. 防止措置の概要

- 防止措置とは
- 児童対象性暴力等の「おそれ」の内容・考え方と防止措置の内容
- 児童対象性暴力等の「おそれ」の判断プロセス

3. 労働法制等を踏まえた留意点

- 内定取消し（新規採用者）
- 試用期間中の解約（新規採用者）
- 配置転換
- 出向・転籍
- 普通解雇など
- 懲戒処分
- 自宅待機命令

4. 労働法制等に沿った具体的な対応

- 犯罪事実確認による特定性犯罪前科があった場合
- 児童等・保護者からの被害申し出や児童対象性暴力等・不適切な行為の発生の場合
- 事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項

5. 弁護士による対象事業者へのサポートの必要性

性犯罪歴に関する情報の適正な管理について

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。



日ごろから取り組むこと

- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- **新たに開発するシステム（こまもろうシステム）でのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。

情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ **犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。**

情報管理規程について

情報管理規程

- 事業者は、①**基本的事項**、②**組織的情報管理措置**、③**人的情報管理措置**、④**物理的情報管理措置**、⑤**技術的情報管理措置**の内容を含む情報管理規程を策定し、遵守しなければならない。
- 情報管理規程には、①犯罪事実確認を通じて得た情報を閲覧するのが、事業者内の責任者一人か、複数名か、②専用システム（こまもろうシステム）以外にも犯罪事実確認記録等を記録・保存するか という情報管理の方法により、３つのひな型がある。

  ひな型①：**責任者一人のみ**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合

  ひな型②：責任者を含む**複数名**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合

  ひな型③：責任者を含む**複数名**が、犯罪事実確認記録等を通じて、従事者の犯歴情報を確認し、専用システム以外にも**記録・保存等を行う**場合

①基本的事項（情報管理措置の7つの基本原則）

1. 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
2. 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
3. やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
4. 情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
5. 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
6. 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
7. 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

②組織的情報管理措置

- 組織体制の整備
- 情報管理規程に基づく運用
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備　等

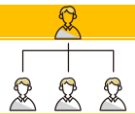

③人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練　等



④物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止　等



⑤技術的情報管理措置

- アクセス制御
- 外部からの不正アクセス等の防止　等



情報管理措置の2つの水準

組織的・人的・物理的・技術的情報管理措置については、具体的な措置の内容に２つの水準を設け、可能な限り「標準的措置」を満たすようにしなければならない

ア　標準的措置（実施困難等の事由がない限り実施されるべき基本的水準）

イ　最低限求められる措置（全ての事業者に施設・事業単位で満たすよう求める水準）

こどもまんなか
こども家庭庁

情報管理措置に関する解説動画・資料

ガイドライン別紙の情報管理規程の３つのひな型ごとに、法で事業者に求められる措置を確実かつ円滑に実施していただくため、その意義や具体的方法、留意点などをまとめた動画を公開している。パターン１～３のうちどの動画を視聴するかは次の図のとおり（詳細は動画視聴のための手引きを参照。）。

情報管理規程ひな型1を使用	情報管理規程ひな型２を使用	情報管理規程ひな型３を使用
▼	▼	▼
パターン“①”の動画を視聴	パターン“②”の動画を視聴	パターン“③”の動画を視聴
・事業者内の責任者一人のみが、犯罪事実確認を通じて得た性犯罪歴の情報を閲覧する ・こまもろうシステムのみで性犯罪歴の記録を閲覧し、それ以外には記録・保存を行わない	・事業者内の責任者を含む複数名が、犯罪事実確認を通じて得た性犯罪歴の情報を閲覧する ・こまもろうシステムのみで性犯罪歴の記録を閲覧し、それ以外には記録・保存を行わない	・事業者内の責任者を含む複数名が、犯罪事実確認を通じて得た性犯罪歴の情報を閲覧する ・こまもろうシステム）以外にも性犯罪歴の記録を記録・保存する

解説動画・手引きはこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に関する解説動画・資料」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya

情報管理規程ひな型（記載例）

ひな型① 責任者一人・システム内で管理する場合

【事業者における責任者一人（理事長、人事担当部長等）のみが、こども性暴力防止法関連システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行わない場合】

※ 本ひな型は最低限求められる措置をベースに記載している。各事業者は、別紙1の標準的措置の考え方を十分理解した上で、その実情に合わせて本ひな型を適宜改変した上で活用されたい。

※ 法関連システムとは、こども性暴力防止法（以下「法」という）の運用のために、こども家庭庁で新たに開発するシステムをいう。

第１章 総論

（1） 基本的事項

- 責任者は犯罪事実確認書の取扱いに関する基本方針を、次のとおり定める。
  - 犯罪事実確認書の取扱者は責任者1名のみとする
  - 犯罪事実確認書の記載内容について、別に記録・保存を行わない
  - 情報機器の種類や環境、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じる
  - 犯罪事実確認書の取扱いの手順に応じて必要な対応を行う
  - 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織として点検・改善を実施する
  - 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守する

第２章 組織的情報管理措置

（1） 組織体制の整備

- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者（以下「責任者」という。）を設置し、●●長をもって充てる。
- 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規程に定められた事項を遵守し、かつ従事者に遵守させるために、本規程に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。
- 責任者以外の従事者が犯罪事実確認書の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、責任者に報告連絡する。
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、こども家庭庁の対応マニュアルに基づき対応する。また、その対応を行うための体制を整備する。
- 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制及び法や情報管理規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制を次のように定める。

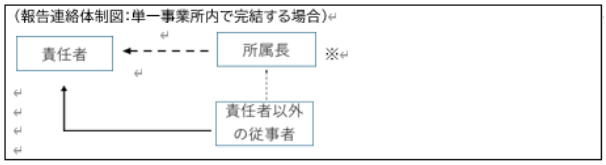

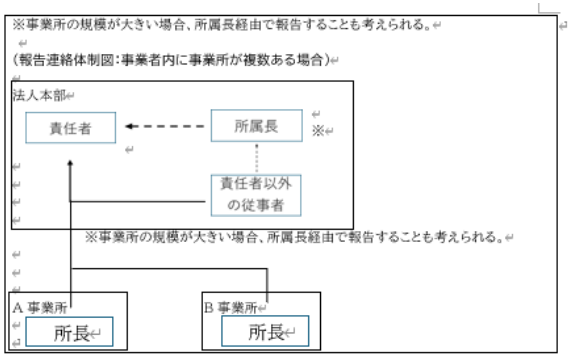

- 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者の任務と責任を次のように定める。

任務	責任
・ 法人全体の犯罪事実確認書の申請事務取りまとめ・閲覧 ・ 法関連システムの ID 管理	・ 法人全体の犯罪事実確認書の情報管理措置 ・ 法関連システムの ID 管理

（2） 点検等

- 責任者は、法や情報管理規程の遵守状況につき、定期的に自己点検又は他部署等による監査を行う。
- 自己点検の際、責任者は取扱いの不備、情報漏えいの発生の危険性、改善すべき点等について、見直し及び改善に取り組むとともに、必要に応じて規程を変更する。

第３章 人的情報管理措置

（1） 研修・訓練等

- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱いに関する次の内容について、着任時及び定期的に研修等を受講する。
  - 犯罪事実確認書の管理の重要性
  - 情報管理措置の基本原則及び具体的措置
  - 法違反、漏えい等の事実又はおそれを把握した場合の対応
  - 関係法令や事業者内規程等の変更があった場合にはその内容
  - 禁止事項と罰則
- 責任者は、犯罪事実確認書の取扱い、法違反、漏えい等の事実又はおそれを把握した場合の対応について、従事者に対し、着任時に研修等を行う。
- 犯罪事実確認書の秘密保持、情報管理規則は次のとおり。
  - 就業規則第●条 ……

情報管理規程ひな型はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こどもまんなか
こども家庭庁

法人本部と事業所の役割分担の例

※　情報管理規程ひな形より抜粋

部署・役割名	任務分担	責任
法人本部 ・責任者／担当者	・　法人全体の犯罪事実確認書の申請事務取りまとめ・閲覧 ・　法関連システムの ID 発行事務・管理 ・　犯罪事実確認記録等の管理体制の整備・利害関係者への伝達	・　法人全体の犯罪事実確認書の情報管理措置 ・　法関連システムの ID 発行事務・管理 ・　犯罪事実確認記録等の管理体制の整備・利害関係者への伝達
A 事業所 ・責任者	・　A 事業所の従事者の犯罪事実確認書の閲覧、法関連システムの利用 ・　法関連システムの ID 管理	・　A 事業所の従事者に関する犯罪事実確認書の情報管理措置 ・　法関連システムの ID 管理

こどもまんなか
こども家庭庁

情報管理について

Q 規模の大きな事業者では、「人事管理システム」上で、犯罪事実確認書に記載する情報を記録・管理することが必要となることが想定されますが、施行日までに「人事管理システム」を改修する必要はありますか。

A

法においては、ご指摘のような（こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）外である）「人事管理システム」上で、犯罪事実確認記録等を記録・管理することを求めてはいません。

犯罪事実確認記録については、情報漏えい等の防止の観点から、こまもろうシステム内でのみ閲覧いただくことを原則としています。

一方で、業務上やむを得ない場合には、適切な情報管理措置を実施した上で、こまもろうシステム外で運用いただくことも可能としていますので、求められる情報管理措置と現在のシステムの仕様をご確認の上、改修等の要否をご検討ください。

こどもまんなか
こども家庭庁

情報管理について

Q こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）を使用する情報機 器は、専用端末の使用を推奨する旨の記載がありますが、これは官民問わず同 じ扱いですか。

A 事業者が使用する情報機器は、私用端末の使用は認められず、業務用端末を用いることが求められます。また、業務用端末の中でも、特に専用端末の使用が推奨されます。

この取扱いは、官公庁・民間問わず、同様です。

Q 従事者の端末やネットワークについては、制限がありますか。従事者個人の端末やネットワークからでもアカウント登録や戸籍情報の登録などの手続が可能なのか、決められた（登録された）端末やネットワークからの登録のみなのか、どちらですか。

A 従事者の端末及びネットワークについては、特段の制限はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

情報セキュリティの専門家への相談について

こどもまんなか
こども家庭庁



民間中小規模事業者向け

適切な「情報管理措置」ができるよう、専門家を紹介するための窓口を設置します

「犯罪事実確認書」の厳格な管理、準備はできていますか？

令和８年12月25日施行のこども性暴力防止法により、こどもと接する従事者の機微な「犯歴情報」を取り扱う際、事業者には厳格な情報管理措置が義務付けられます。

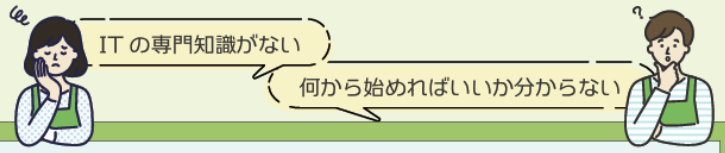

という中小規模事業者様をサポートするため、
国家資格を持つセキュリティのプロによる専門家相談窓口を開設しました。

情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）が、
１事業者あたり **最大１時間まで無料** で
あなたの組織に合わせた対策をアドバイスします！

対象となる事業者様（ご利用条件）

- ☑ **こども性暴力防止法の対象となる事業者**（学校設置者等・民間教育保育等事業者）
- ☑ **民間の法人、個人事業主、または任意団体**である
- ☑ **常時使用する従業員等が100名以下（またはそれに準ずる）の中小規模事業者**である

※情報管理に十分な知見のない中小規模の事業者様であっても、適切に措置を実施できるよう、国が費用を負担して支援する事業です。

専門家に相談できる内容とご利用の流れ

犯罪事実確認書の管理について こんなお悩みを解決します

組織的情報管理措置の支援

- 組織体制の整備
- 自己点検の実施方法
- 漏えい事案発生時の報告連絡体制の整備 など

相談例：情報管理体制上の責任者・担当者の設定が適切か相談したい。

人的情報管理措置の支援

- 従事者向け研修教材の適切な活用に関する支援
- 定期的な意識啓発に関する支援　など

相談例：社内研修資料として作成した犯罪事実確認書の取扱いに関するQ&Aの内容が適切かどうか確認したい。

物理的情報管理措置の支援

- 管理区域・取扱区域の適切な管理
- 取扱機器の盗難防止のためのルール策定
- 取扱機器紛失時に備えた情報漏えい防止策　など

相談例：犯罪事実確認書を取り扱う区域内では、具体的にどのような措置を講じればよいですか。

技術的情報管理措置の支援

- 取扱機器のアクセス制限の設定の適正性
- アンチウイルスソフトの導入・管理　など

相談例：サイバー攻撃や不正アクセス防止のため、犯罪事実確認書を閲覧する機器にはどのような対策が必要ですか。

※漏えい発生時の緊急事後対応やパスワード設定代行等は対象外です。
※情報管理規程の作成を代行することはできません。

ご利用ステップ

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
お申込み	専門家マッチング	日程のご案内	相談実施
Webフォームにて相談シートをご記入またはお電話にてお申込み	事務局が最適な情報処理安全確保支援士を選定	事務局よりオンライン相談の日時をご連絡	原則オンライン 1事業者/上限1時間まで直接アドバイス

こども家庭庁ウェブサイト内に、Webフォームを設置しています。
下記のURLよりお申し込みください。
（Webフォームからのお申込みが難しい場合には、お電話によるお申込みも可能です。）

Web受付（24時間受付）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/security-specialist

電話受付（平日 9:00～17:00）　03-6387-9553

※本事業はこども家庭庁の委託を受け、運営事務局が実施しています。

こどもまんなか
こども家庭庁

今後の法施行までのスケジュールについて

令和7(2025)　令和8(2026)

10月　11月　12月　1月　2月　3月　4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月

- 中間とりまとめ公表
- ガイドライン策定
- 研修教材・QA公表
- 事務手続マニュアル（素案）公表
- 法施行（12月25日）

国における対応(関係府省庁で協力して実施)

- 有識者検討会での残論点の検討
- マニュアル・研修教材の作成
- 周知・広報
  - 全国説明会の開催
  - 国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知
  - ポスター・リーフレット等の作成・周知
  - 周知・啓発イベントの開催　等
- 周知・広報
- システム開発

＜事業者における準備事項＞

犯罪事実確認防止措置

- ・制度開始についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
- ・対象従事者の範囲の検討・確定
- ・採用過程での性犯罪前科の事前確認
- ・性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け　等
- ・義務対象事業者のシステム一括登録準備（GビズID取得など）

安全確保措置等

- ・環境・体制整備（相談窓口設置、研修、規程の整備等）
- ・認定申請の準備　等

Q こども性暴力防止法の施行に向けて、**義務対象事業者**が対応すべきことを教えてください。

A **法施行（令和８年（2026）年12月25日）までの最低限の準備として、以下の事項について対応が必要です。**
一定の時間を要する事項もあり、早めに準備を進めてください。

1　制度についての従事者等への周知

2　犯罪事実確認・防止措置関係
① 不適切な行為の範囲の検討・確定
※「不適切な行為の範囲」については、従事者とコミュニケーションを図りながら検討しましょう。
② 対象業務従事者の範囲の検討・確定
③ 就業規則等の見直し（※不適切な行為の範囲、懲戒事由等）
④ 採用募集要項等の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認

3　安全確保措置の実施のための体制整備
① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）
③ 従事者向け研修の計画策定・実施

4　情報管理措置
① 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備



⚠ 上記以外にも準備が望ましい事項についてお示ししているところです。
ガイドライン等を参照の上、更なる対応の検討をお願いします。

法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト

法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト
□１　制度についての従事者等への周知
□２　犯罪事実確認・防止措置関係
□　①　不適切な行為の範囲の検討・確定
□　②　対象業務従事者の範囲の検討・確定
□　③　就業規則等の見直し
□　④　採用募集要項の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認
□３　安全確保措置の実施のための体制整備
□　①　性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知
□　②　相談体制の整備（相談窓口設置・周知等）
□　③　従事者向け研修の計画策定・実施
□４　情報管理措置
□　①　情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

○　法令に基づく措置の取組状況について、施行後は**年に１回こども家庭庁に対する定期報告**を行う必要があります。併せて、**各業法に基づく指導監査においても、取組状況について確認を行う**こととなります。

仮に定期報告や指導監査の中で、法令に基づく措置が適切に行われていないことが分かった場合には、⚠**違反事業者の公表**や必要に応じて**報告徴収**や**是正命令**、**認可の取消し等**を行うこととなる他、**刑罰（拘禁刑・罰金刑）**が科されることがあります。

⇒　施行後、法令に基づく措置を円滑に実施するためにも、**現段階からの準備をお願いします。**

「法施行までに対応すべき事項に関するチェックリスト」の各項目についての基本的な考え方

チェック項目	基本的な考え方
□1　制度についての従事者等への周知	**・施行時点で実施済みでない場合、施行後直ちに支障が生じることが想定されます。** 法律で求められる各義務へ適切に対応いただくためには、施行前に制度について従業者等へ周知いただくことが必要です。
□2　犯罪事実確認・防止措置関係	－
□　①　不適切な行為の範囲の検討・確定	**・施行時点で実施済みでない場合、施行後支障が生じることが想定されます。** 従事者による性暴力が行われるおそれがあるときには、防止措置をとる義務がありますが、不適切な行為の範囲が明確でない場合、防止措置を行うべきかの判断が困難になることから、施行前にその範囲を検討・確定しておくことが望ましいです。
□　②　対象業務従事者の範囲の検討・確定	**・施行時点で実施済みでない場合、施行後直ちに支障が生じることが想定されます。** 新規の従事者に対する犯罪事実確認など、施行直後から法に基づく措置を講じなければならない場合があり、対象となる従事者の範囲が確定していないと、全ての対象者に必要な措置を講じたか判断できないことから、施行前にその範囲を検討・確定しておくことが必要です。
□　③　就業規則等の見直し	**・施行時点で実施済みでない場合、施行後支障が生じることが想定されます。** 法に基づく防止措置として雇用管理上の措置（配置転換、内定取消等。当該措置を講ずることは法律上の義務）を行う場合等において、労働法制等を遵守した対応を行い、事業者と従事者の間でのトラブルを防止するために、対応しておくことが望ましいです。
□　④　採用募集要項の見直し、 採用過程での性犯罪前科の事前確認	
□3　安全確保措置の実施のための体制整備	－
□　①　性暴力事案の疑い発生時の 報告・対応ルール策定・周知	**・施行時点で実施済みでないこと自体が法違反にあたります。**
□　②　相談体制の整備 （相談窓口設置・周知等）　（※）	**・施行時点で実施済みでないこと自体が法違反にあたります。**
□　③　従事者向け研修の計画策定・実施（※）	**・施行時点で実施済みでない場合、施行後直ちに支障が生じることが想定されます。** 対象従事者に研修を受講させることは法律上の義務です。研修を受講させる時期については、ガイドラインにおいて、法の施行の際現に児童等に接する業務に従事させている者には、原則として、施行前に研修を受講させる必要があると示しています。
□4　情報管理措置	－
□　①　情報管理規程の作成、 規程に沿った情報管理体制の整備	**・施行時点で実施済みでないこと自体が法違反にあたります。**

※　教員性暴力等防止法や同法に基づく指針、保育士性暴力等防止基本指針で求められている措置が講じられていれば、当該措置と重複する内容については、基本的には同様の措置を講じる必要はありません。

こども家庭庁 こども性暴力防止法の施行（本年12月25日）に向けたお願い

別添

○　こども性暴力防止法は本年１２月２５日施行であり、施行まで半年を切りました。施行に向けて、準備を加速する必要があります。学校、保育所等の義務対象事業について、施行後、法令に基づく措置を適切に実施するため、早期の対応をいただくとともに、以下の事項についても対応の検討をお願いします。

（管内全体の準備のサポート）

・　例えば法に基づく研修について、各地方公共団体において企画し、公立の施設の従事者だけでなく、民間の事業者で働く従事者に参加を呼びかける等、民間の事業者含め**管内全体の準備が円滑に進むようにご支援をお願いします。**

・　また、法は児童が利用する幅広い施設が対象であり、公立の施設の従事者の人事・労務管理や、犯罪事実確認に関して戸籍事務も関係するなど、**地方公共団体内でも広く所管がまたがる**ところ、例えば、法の施行に向けてこうした**関係部局を横断するチームを設置するなど、関係者間の連携を強化**し、管内全体の準備が円滑に進むような体制整備もお願いします。

（条例改正の検討）

・　監督等に関し、対象となる各事業の運営等基準を改正しているため（※）、これらの基準に従い定める**各地方公共団体の条例についても、改正の検討をお願いします。**

（※）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第104号）附則第７条から第11条まで

○　こどもへの性暴力根絶に向け、国として最大限支援してまいります。各地方公共団体においても、積極的な取組をお願いします。

こども性暴力防止法の施行に伴う戸籍関係事務について

こどもまんなか
こども家庭庁

○　法施行以降には、市区町村の戸籍窓口における事務の一定量の増加が見込まれることから、先般、留意事項等について通知（詳細は通知参照：こども性暴力防止法の施行に伴う戸籍関係事務について）

こ支性第１２８号
令和８年９月29日

都道府県知事
各 指定都市市長　御中
中 核 市 長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の施行に伴う戸籍関係事務について

令和８年12月25日に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「法」という。）が施行されます。

法の施行に伴い、対象となる事業者は、法律に基づく措置の１つとして、こどもと接する業務に従事する者について、過去に特定性犯罪前科がないかの確認（犯罪事実確認）を行うこととなります。

犯罪事実確認については、法に基づく手続のための専用のシステム（こまもろうシステム）を通じて、対象となる事業者からこども家庭庁に申請を行いますが、その際には確認対象となる従事者が自らの戸籍情報を取得し、こども家庭庁に提出することとなります。（別添参照）

このため、法施行以降には、市区町村の戸籍窓口における事務の一定量の増加が見込まれることから、こども性暴力防止法担当部局及び管内・貴庁内の市区町村戸籍事務担当部局の双方において下記に記載の留意事項について御了知いただくようお願いします。また、各都道府県においては市区町村への周知をお願いします。

なお、本通知の内容については、法務省民事局民事第一課と協議済みであり、同省から法務局及び地方法務局を通じ、市区町村戸籍事務担当部局に対し、本通知についての周知がなされる予定であることを申し添えます。

記

（戸籍の取得について）

・　犯罪事実確認に必要となる本人確認書類として、法第33条第５項に基づき、出生から現在に至るまでの全ての戸籍情報を取得する必要がある。
・　戸籍情報の取得に当たっては、こまもろうシステムの活用により、戸籍情報連携システムにおいて電子的に連携可能な戸籍・除籍情報については、マイナンバーカードを用いて取得することが可能となる。
・　一方で、マイナンバーカードを持っていない場合や以下の例のような戸籍・除籍等については、こまもろうシステム上でマイナンバーカードを用いて取得できず、申請従事者が市区町村窓口又は郵送により、戸籍・除籍謄本及び戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号を直接取得する必要がある。
　例１：改製不適合戸籍（戸籍に使用されている文字等の事情により、コンピュータによる取扱いに適合せず、紙等を正本として管理している現在戸籍）
　例２：紙等で管理され、戸籍情報連携システムから電子的に取得できない除籍
　例３：イメージ除籍（電算化前の除籍又は改製原戸籍等を画像データとして管理しているもの）
　例４：申請従事者が出生後に在籍した戸籍又は除籍のうち、一連の戸籍の繋がりの中に改製原戸籍（平成６年の戸籍法改正による戸籍の電算化により改製される前の戸籍等）を含むなどにより、現在戸籍との間で自動的に取得できない戸籍又は除籍
・　また、本籍と住所地が異なる場合や、過去に複数の自治体にまたがる転籍を行っている場合は、広域交付制度を活用するなどして全ての戸籍情報が取得されることが見込まれる。

（犯罪事実確認の実施時期について）

・　法施行後、新規採用、配置転換等により、新たに法の対象となる業務に従事することとなった者については、当該者が当該業務を行うまでに、犯罪事実確認を行わなければならないこととしている。
・　現職者（現在学校や保育所等の法に基づく措置が義務となる施設で従事している犯罪事実確認の対象となる者）の確認は、令和９年４月から、令和11年12月までの間に申請数を分散する形で行うこととしており、一度特定性犯罪前科を確認した従事者については５年ごとに再確認を行うこととされている。（その際には、最新の戸籍及び前回提出した際から変更のある戸籍の提出のみとなる。）
・　学習塾や放課後児童クラブなど、国の認定を受けて犯罪事実確認を行う事業者もあり、当該事業者については認定を受けた日から１年以内に対象となる従事者の犯罪事実確認を行うこととされている。

（訂正請求があった際の公用照会について）

・　仮に犯罪事実確認において特定性犯罪前科があるとわかった場合については、従事者本人にその旨を事前通知することとなるが、その際に従事者本人から特定性犯

こどもまんなか
こども家庭庁

研修の充実や学校施設の安全点検など総合的な性暴力防止対策（名古屋市教育委員会）（１）

＜こども性暴力防止法の施行前から実行している取組＞

○　性暴力による逮捕事案の発生を受け、行政や学校の関係者や有識者等からなるプロジェクトチームを立ち上げ、有識者等からなる委員の意見を聴取しながら未然防止・早期発見・早期対応のための総合的な対策をとりまとめ、可能なものから順次実施。

○　未然防止や早期発見のための取組として、有識者の監修のもと独自の教職員向け研修教材を作成、アプリにより24時間こどもからの相談を受け付け、性暴力等に関し直接市教委や市長部局に通報できる通報先の周知等を行っている。

○　事案発生時に適切に対応するための取組として、スクールカウンセラー等に対し有識者による研修や助言・指導を実施している。

○　盗撮防止に係る学校施設点検のためのチェックシートを作成することに加え、今年度から専門業者や教育委員会職員による抜き打ち調査を実施。

＜こども性暴力防止法の施行のための取組＞

○　施行に向けて必要な事項を整理し管内の学校や幼稚園に対して周知。犯罪事実確認の流れについて示したり、管内の学校等に対し研修実施や研修受講記録の作成・保管を依頼。

○　犯罪事実確認の対象職種を指定し、マイナンバーカードの取得を勧奨するとともに、教育委員会で把握できていない、各学校等が独自に受け入れ等を行っている従事者について報告を求め、対象となる従事者の精査を行っている。

＜盗撮防止に係るチェックシート＞



盗撮防止に係る点検票＜教室・特別教室・保健室・更衣室・体育館・部室等＞

点検日		実施確認者（管理職）		点検者	

1　隠しカメラ等不審物の探索方法

各チェックポイントにおいて、次の順番で探索

(1) 目視による探索

観点	解説
・不審なものがないか	少し太いボールペン、置き時計、ぬいぐるみ等の形状をした小型録画機器が設置されている可能性がある
・不審な剥がれや穴がないか	5mm以下の小さな穴にレンズがある場合がある
・不審な機器が取り付けられてないか	隙間や掲示物の裏側にカメラが仕掛けられている可能性がある

(2) サーモグラフィカメラによる探索（必要に応じて実施）

観点	解説
・サーモグラフィカメラでチェックポイントを観察し、不自然に赤い色の箇所がないか	隠しカメラはバッテリーを積んでいることがあり、バッテリーによる放熱がないか確認する

2　チェックポイント

施室名		チェック欄 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1	黒板消しや机の裏、椅子の裏														
2	プロジェクター、アクセスポイント及びコンセント周り														
3	置かれている物（ボールペン、置時計、ぬいぐるみ等）														
4	ロッカー（上部、内部）、本棚（本、本の隙間）														
5	天井、壁、掲示物、貼られたテープ														
6	ロッカー（児童生徒用、清掃用）、充電用保管庫														
7	カーテン、カーテンレール														
8	テレビ、掛け時計、扇風機、空調機器（送風口含む）														
9	換気扇、通気口の隙間														
10	スクリーン、スピーカー、照明器具、火災報知器														
11	鏡、窓ガラス														
12	荷物、段ボール及びその隙間														
13	ベッド、検診器具【保健室のみ】														
14															
15															

＜研修内容と期間を整理した表＞

3　研修内容等

区　分	A	B	C
（１）研修内容	座学（動画視聴）※１		演習
	「標準動画」	「児童生徒性暴力等の防止に関する研修動画」	「演習資料」
（２）実施期間	夏季休業期間中に視聴		9月以降※２
	令和８年11月30日までに完了してください。		

※１　動画視聴用の個人端末を保有していない職員に対しては、各校園で共用端末の利用やグループでの視聴等にご協力をお願いいたします。

※２　実施方法等は９月に確定版をお知らせする予定ですので、それ以降に実施してください。参考として現在検討中の案文を添付しています。

こどもまんなか
こども家庭庁

研修の充実や学校施設の安全点検など総合的な性暴力防止対策（名古屋市教育委員会）（２）

＜こども性暴力防止法施行に向けた準備状況＞

名古屋市教育委員会における こども性暴力防止法施行に向けた準備状況

令和８年

1 情報共有の場を整備

①
市役所内の関連局との情報共有
- 総務局、子ども青少年局、人事委員会、教育委員会で月に１～２回程度、定期的に情報共有の会議を実施
- 犯罪事実確認に向けて戸籍所管局のスポーツ市民局との情報共有の会議も実施

②
教育委員会事務局の関係課で
２か月に１回程度、定期的に情報共有の会議を実施

③
愛知県教育委員会との情報交換
２か月に１回程度、定期的に情報交換の会議を実施

2 校長会を通して学校現場に施行に向けた通知を発出

令和８年２月	• こども性暴力防止法ガイドラインの周知 3月「児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な対策」を公表
４月	• 性暴力に関する相談窓口を児童生徒等への周知を依頼（保護者には事務局から周知を実施）
５月	• 児童生徒等の日常の観察、定期的な面談・アンケートの実施について周知
７月	• 正規職員の対象職種の職員に対して、制度対象であることを周知 • 犯罪事実確認に向けて、マイナンバーカードの取得等の手続きを勧奨 • 研修実施について依頼 • 雇用関係の無い学校関係者（ボランティアや部活の元部員等）において法の対象となりうるものを把握するための照会を実施
９月（予定）	• 市立学校園における「不適切な行為」、「報告ルール」、「対応ルール」の周知 • 会計年度任用職員等に対して制度対象であることを周知するとともに研修実施についても依頼 • 対象職種以外の学校関係者への制度周知依頼

事業者情報登録（まとめ登録）について

こども家庭庁

○　学校設置者等（義務対象事業者）は、登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、所轄庁を通じて事業者情報をとりまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を実施。
○　学校設置者等は、令和8年4月末頃までにGビズIDを取得した上で、令和8年4月から7月の指定期間中に、こども家庭庁にGビズIDを含む事業者情報を事前登録することが必要。





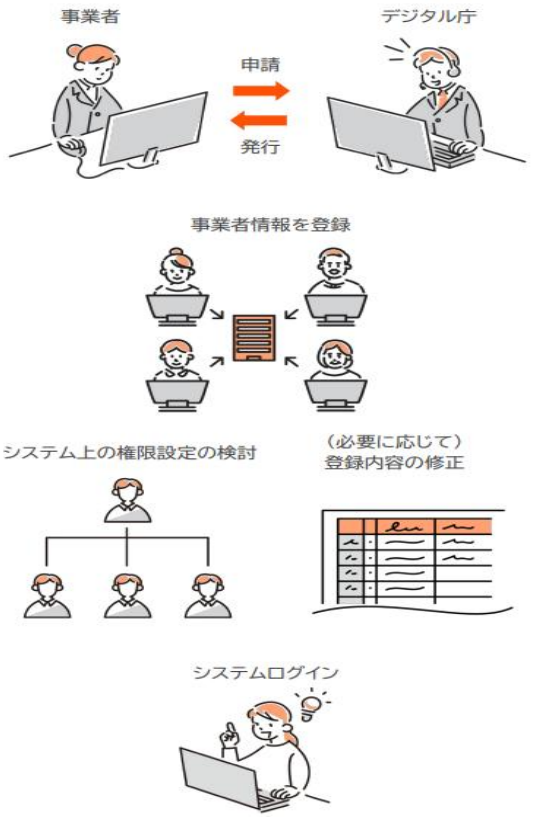

登録とりまとめ担当（児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く。））

こどもまんなか
こども家庭庁

登録とりまとめ	所轄庁（※）	学校設置者等	施設
国（現時点でこども家庭庁のみ）	国(現時点でこども家庭庁のみ)	国(現時点でこども家庭庁のみ)	児童福祉施設（国立）
都道府県 ※域内の指定都市・児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県	都道府県	児童福祉施設（都道府県立）、 児童相談所（都道府県立）
		一般市区町村、中核市	児童福祉施設 （一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く））
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立） ※指定都市、児童相談所設置市に所在する施設、中核市に所在する保育所又は母子生活支援施設を除く。
		登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）	都道府県が登録する登録一時保護委託施設
	指定都市、児童相談所設置市	指定都市、児童相談所設置市	児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立） 児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立）
		登録一時保護委託者（指定都市、児童相談所設置市が登録する者）	指定都市、児童相談所設置市が登録する登録一時保護委託施設
	中核市	中核市	保育所、母子生活支援施設（中核市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	保育所、母子生活支援施設（私立）
	市区町村	市区町村	家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業（市区町村立）
		独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等	家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業（私立）

※　本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

こどもまんなか
こども家庭庁

GビズID（法人共通認証基盤）の概要

■ GビズIDは、事業者（法人、個人事業主）が1つのアカウントで国や地方公共団体等の250近いウェブサイトにログインできる認証サービスです。2019年２月から提供を開始しました。



1 **1つのIDで**複数の行政手続に認証(ログイン)できる
これまでは電子証明書や、登記事項証明の写し等バラバラな本人確認手法だったのを共通のログインシステムで標準化

2 **マイナンバーカードによる本人確認**で手続毎の存在確認書類が不要に
これまでは**手続ごとに存在確認書類（登記事項証明書等）を取り寄せていたものが不要**に

3 GビズIDプライムでは**2要素認証**を通じてセキュリティにも配慮
ID/Passwordに加えて、スマホでのアプリによる端末認証を通じて、安全にログインできる環境を実現

↑GビズIDの概要をまとめたウェブサイト



こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ（イメージ）

こども家庭庁

○ 新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定（調整中の内容を含む）。

①【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等（～4月末頃まで：約3か月）
- 学校設置者等・施設等運営者が、個別にGビズID（プライム）を申請
- GビズID（プライム）発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID（第一管理者）を登録
  ※ プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新

②【デジタル庁】GビズIDの発行
- デジタル庁において、申請されたGビズID（プライム、第一管理者）を発行

③【学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所が登録）】事業者情報の登録（4月～6月：約3か月）
- 施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報（GビズIDを含む）を所轄庁に登録
- 所轄庁の方針に従い、4・5月中も登録可能
  ※ 登録様式（エクセル／フォーム）や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討

④【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出（5月～7月：約3か月）
- 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとまった段階で、こども家庭庁に提出（※）
- 所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとまれば、締切り以前であっても提出可能（こども家庭庁への提出締切りは厳守）

※ 提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。

⑤【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み（5月中旬～10月：約5か月半）
- 提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定（システムへの取込み）

⑥【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備（11月～12月上旬：約1か月半）
- 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限（犯歴確認ができる者等）を設定するか検討

⑦【学校設置者等・施設等運営者】権限設定（12月中旬にシステム暫定稼働） → 犯罪事実確認書の交付申請等（施行日（12月25日）にシステム本格稼働）
- 学校設置者等・施設等運営者は、システム（暫定稼働）上で権限設定 → 施行日（12月25日）からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に

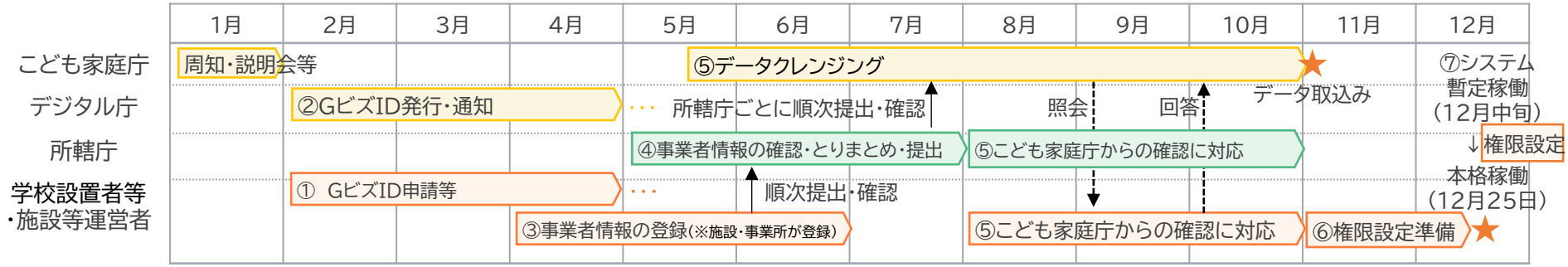

施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散について

○ 施行時現職者の犯罪事実確認（約280万人）が、法定期限（施行後3年以内：令和11年12月24日）までに終えられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散

○ 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各教委ごとに分散方法を決定（例：採用年次、学校単位、学校種別　等）

○ それ以外の施設・事業（私立学校、児童福祉施設等）については、各都道府県を27区分（27か月）に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施

○ 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請

○ 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

＜分散申請の流れのイメージ＞

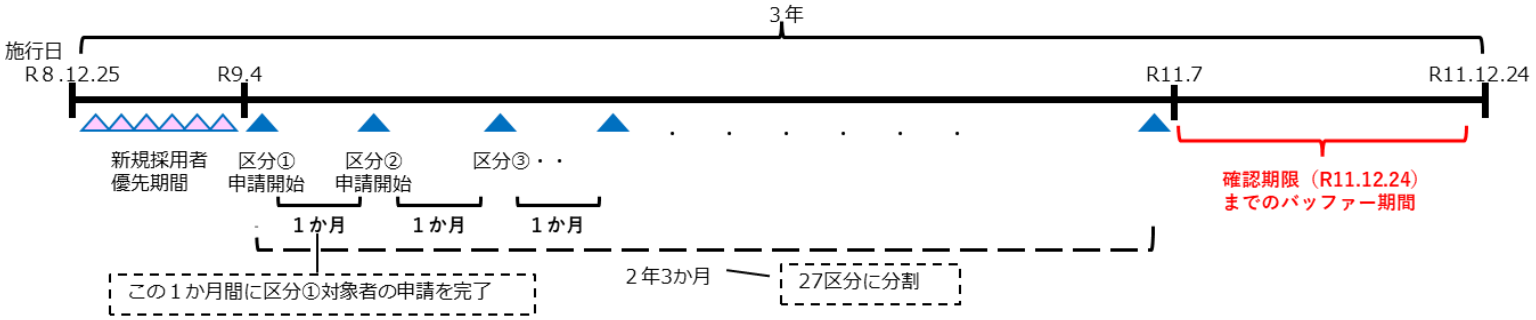

こどもまんなか
こども家庭庁

参考資料

こどもまんなか
こども家庭庁

会計年度職員等の取扱い

Q 施行時現職者は令和９（2027）年４月以降に順次犯罪事実確認を行うこととなっていますが、会計年度職員やインターンシップ等の従事者で、法の施行（令和８（2026）年 12 月 25 日）時点で従事しているものの令和９（2027）年３月に従事期間を終えることが分かっている者についても、それまでに犯罪事実確認を行う必要はないという理解でよいですか。また、同年４月以降も再任用する場合やインターンシップを継続する場合はいつ犯罪事実確認を行うこととなりますか。

A 施行時現職者について、犯罪事実確認の実施前に対象業務に従事しなくなることが分かっている場合は、実施時期を前倒して犯罪事実確認を行う必要はありません。再任用も含め４月以降も従事を継続する場合には、施行時現職者として同月以降に犯罪事実確認を実施することとなります。

Q １年間の任期で講師を任用し、任期終了後再任用する場合には、再任用の際に犯罪事実確認が必要になりますか。

A 雇用期間等の終了後も対象業務への従事を継続することが、新たな雇用契約書等の客観性を有する書面等に基づきあらかじめ取り決められている場合（会計年度任用職員等の場合は、任期の終了後、再度、対象業務に従事する職に任用される場合）は、こども性暴力防止法第 38 条第２項の「離職」に該当しないこととしており、改めて犯罪事実確認を行う必要はありません。

こどもまんなか こども家庭庁

複数の事業を一体的に行っている場合

Q 義務対象事業を運営しながら、認定対象事業も行っています（例：児童館と 放課後児童クラブ、認可保育所と一時預かり・病児保育）。この場合、認定を受ける必要はありますか。

A 義務対象事業を運営している事業者が、その事業に付随する認定対象事業 を、一体的に行っている場合は、認定対象事業の従事者についても義務対象事業の従事者として犯罪事実確認を行うことができることとしており、必ずしも 認定を取得する必要はありません。

ただし、事業運営や人事管理を一体的に行っている必要がありますので、詳細についてはガイドラインⅢ.５「同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等 従事者」の取扱い」をご参照ください

(参考) ガイドラインの関連部分抜粋

次の①から⑥までに掲げる要件を満たす場合は、義務対象事業及 び認定対象事業が一体的に運営されているものとする。

① 同一事業者により、両事業が運営されていること

② 従事者の数、児童等の数、事業予算等の観点から、義務対象事業が主たる事業（又は認定対象 事業と同規模の事業）であること

③ 両事業において、統一の方針に基づき、共通かつ適切な安全確保措置（犯罪事実確認及び防 止措置を含む。）及び情報管理措置がなされること

④ 事業者として両事業の職員の勤務体系、勤務内容等の職員管理を一元的に実施していること

⑤ 認定対象事業の教育保育等従事者（責任者を含む。）が、義務対象事業に従事し得ること（同 一の人事部門により両事業のシフト管理がなされている など）

⑥ 両事業で事業所が分かれている場合も、①両事業において、統一した方針に基づく安全確保 措置等の指示、管理等を行う上で支障がなく、また、②職員の融通が可能であるという観点か ら、原則同一敷地内に両事業所が存在すること

こどもまんなか
こども家庭庁

事業が指定管理で運営されている場合

Q 指定管理者制度により地方公共団体が指定した事業者が義務対象の施設を運営している場合、こども性暴力防止法に基づく措置は、地方公共団体と指定を受けている事業者のどちらが行うことになりますか。

A （答） お尋ねの場合、指定を受けている事業者は施設等運営者に該当し、学校設置者等である地方公共団体と役割分担をして、こども性暴力防止法に基づく各種措置を行う必要があります。
役割分担の例については、ガイドラインⅩ.１（２）「学校設置者等と施設等運営者の役割分担」をご参照ください。

(参考) ガイドラインの関連部分抜粋
（２）学校設置者等と施設等運営者の役割分担
○ 施設等運営者がある場合、法に基づく義務について、学校設置者等及び施設等運営者が共同して履行する（法第 10 条）。学校設置者等及び施設等運営者の役割分担の一例は次の表に掲げるとおり（民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同認定を受けた場合の役割分担については「Ⅳ．３．（４）ウ 民間教育保育等事業者及び事業運営者の役割分担についての記載事項及び資料」参照）

こどもまんなか こども家庭庁

学校設置者等及び施設等運営者の役割分担例（※１）

措置の内容	学校設置者等	施設等運営者
犯罪事実確認	学校設置者等が雇用等する者について実施	施設等運営者が雇用等する者について実施
犯罪事実確認記録の情報提供	学校設置者等が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で施設等運営者に提供	施設等運営者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で学校設置者等に提供（※２）
防止措置	学校設置者等が雇用等する者について、人事権に基づいた措置（配置転換等）を実施 ※　施設等運営者が雇用等する者について、悪質な児童対象性暴力等があった場合などは、児童対象性暴力等の防止に最終的な責任を負う立場から、適切な措置を講じるよう指示	・　学校設置者等が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置（こどもと一対一にさせないなど）を実施 ・　施設等運営者が雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施
その他の安全確保措置	あらかじめ両者の役割分担を定めておき(※３)、学校設置者等・施設等運営者が連携して実施	
情報管理措置	それぞれが保有する犯罪事実確認記録等について管理（情報管理規程に両者の役割分担を記載(規則第12条第３項)）（※４） 情報管理規程に定める役割分担を変更する場合には、変更点について、変更届で報告（規則第12条第６項）	
定期報告等	一方が作成し、他方が確認を行った後に提出（規則第16条第５項）	

※１　あくまで一例であり、指定管理に係る協定や個々の委託契約上の役割分担に即して、決定することが可能。

※２　学校設置者等が、施設等運営者が雇用等する者に対して、「特定性犯罪事実該当者であること」をもって防止措置を講じることは基本的に想定されないことから、施設等運営者から学校設置者等への犯罪事実確認記録の提供は行わない。

※３　対応の例

・　早期把握・相談については、児童等に近い施設等運営者が一義的に行い、学校設置者等は報告があった場合に施設等運営者と共に対応検討（必要に応じ自ら早期把握・相談を実施）

・　調査、保護・支援については、施設等運営者が初動対応を行い、学校設置者等は他施設も含めた再発防止や、児童等の中長期的なサポートの観点からの対応

※４　防止措置を実施するに当たり、どちらかの事業者内で措置が完結する場合には、不必要に情報を共有しない。

こどもまんなか
こども家庭庁

絶対に知っておいていただきたいこと
＋
よくある質問（Q&A）

こどもまんなか
こども家庭庁

絶対に知っておいていただきたいこと①
犯罪事実確認を実施するタイミングについて（主に義務事業者向け）

- **施行日の前日（2026年12月24日）までの内定者及び施行時点で対象業務に従事している者については、施行時現職者となり、分散申請（2027年４月以降）のタイミング**での犯罪事実確認の実施となります。
- **施行日（2026年12月25日）以降の内定者については、対象業務に従事するまでに犯罪事実確認を完了する必要がある**ため、標準処理期間の最長期間（日本国籍の場合、１か月）を踏まえ速やかに犯罪事実確認の手続を行ってください。 犯罪事実確認について、**たとえ本人の同意があったとしても、内定より前などのタイミングで行うことはできません。**犯罪事実確認を行うタイミングは、こどもと接する業務につくことが決まったときです。（内定時、異動の内示時など）
- 人事異動で３要件を満たさない職務から**３要件を満たす職務へ異動する可能性もあることをもって、予め犯罪事実確認を行うことはできません。**（法の対象事業の対象業務に将来的に勤める可能性があることをもって、犯罪事実確認の対象とすることはできません。）

こどもまんなか
こども家庭庁

絶対に知っておいていただきたいこと②
委託先・派遣元がある場合の犯罪事実確認の実施者

- 業務の一部を外部委託している場合や派遣元から派遣されている方が担っている場合に、犯罪事実確認等の措置を行う義務を負うのは**委託元や派遣先（事業の実施者）**になります。**委託先や派遣元の事業者が犯罪事実確認を行うことはできません**。また、業務の一部を委託している場合に、犯罪事実確認書の閲覧権限を委託先の事業者に付与して、犯歴照会させることはできません。

  ※　共同認定の場合は、犯罪事実確認を役割分担の下、民間教育保育等事業者と事業運営者、それぞれで行うことは可能です。

- また犯罪事実確認の結果を**委託先や派遣元の事業者に伝えることはできません**。児童対象性暴力等のおそれがある事実を委託先や派遣元に対して伝え、必要な対応を依頼してください。

  ※　犯罪事実確認の結果、過去の性犯罪歴があり、配置転換等を行った場合にも、**保護者等への説明や他の教員等にその理由として、性犯罪歴があったことを伝えてはいけません**。

  ※　教育委員会が犯罪事実確認を行った場合、知事部局に対しても犯罪事実確認記録等は共有できません。

絶対に知っておいていただきたいこと②
委託先・派遣元がある場合の犯罪事実確認の実施者（続き）

Q 学校の水泳授業を民間のスポーツクラブに委託しています。
受託者の従業員についても、学校側（教育委員会や学校法人）が、犯罪事実確認をしなければいけないのでしょうか。
また、保育園での体操や英語指導のために、週１回、外部の事業者から派遣されている指導者については、誰が犯罪事実確認を行いますか。



A いずれも、学校や保育園が、自らの事業として（カリキュラムの一部としてなど）実施する場合は、その指導者が外部の方（委託先・派遣労働者）であっても、学校や保育園の側で犯罪事実確認を行うことが必要となります。

一方、学校や保育所の施設を利用する場合であっても、場所を貸しているだけなどにとどまり、学校や保育所の事業とは全く別に、こどもへのサービス（英会話、体操教室など）が提供されるものである場合には、そのサービスの実施主体である事業者が犯罪事実確認を行う必要があります。

こどもまんなか
こども家庭庁

絶対に知っておいていただきたいこと③
研修の実施について（主に義務事業者向け）

- **研修は施行前に現にこどもと接する業務で働いていらっしゃる方は、施行日（12月25日）まで**に、**それより後でその業務につく方はこどもと接する業務に従事するまでに受講**していただく必要があります。
- **原則として、標準研修の受講が必要**ですが、**不定期・短期間で従事する者等、標準研修の受講が直ちに困難である者については、要点研修を受講することが可能**です。
- 研修は**事業者が従事者に必ず受講させる必要があるものですので、研修時間は労働時間に含まれます。**
- 派遣や委託関係により対象業務に従事する者についても、**研修を受けさせる義務は学校設置者等や認定事業者等にあるため、研修を受講させる必要があります。**（研修の実施主体については問われませんが、自ら研修を実施しない場合であっても、従事者が研修を受講したことを確認する必要があります。）
- 学校設置者等が行う安全確保措置（研修を含む）の監督等は所轄庁が行うこととなっており、具体的な監督等の方法やこれに必要な定期報告の内容については、各所轄庁においてご検討をいただくこととなっています。

よくある質問①　「制度対象」

Q バスの運転手など
「職種の一部が対象になり得るもの」については、
犯罪事実確認などの対象になるか否かを
事業者が判断するとのことですが、
その判断の基準は、どのように考えればよいでしょうか。



A　その従事者の業務が、支配性・継続性・閉鎖性の３要件すべてを満たす場合は、対象となります。
　各事業者の業務の実態に応じて判断してください。

　p.57~60では、ガイドラインで示している３要件の考え方や、対象となる場合／ならない場合の具体例を掲載していますので、参考にしてください。

よくある質問② 「制度対象」

Q ボランティアやスポットワークなど、
従事期間が短い従事者については、犯罪事実確認をする必要がありますか。
また、何度か働くことが想定される従事者に対して、毎回犯罪事実確認をする必要がありますか。



A 対象となる業務に従事する場合には、契約の形態や従事期間にかかわらず、犯罪事実確認が必要になります（ボランティア、スポットワークなども対象）。
一定の期間内（最長６か月）に再度対象業務に従事する可能性がある旨の書面を取り交わしている場合は、毎回の犯罪事実確認をする必要はありません。（書面様式は、ガイドラインをご参照ください。）

よくある質問③ 「認定等」

Q 手数料は3万円とのことですが、
更新はありますか。
また、犯罪事実確認のたびに費用は発生しますか。



A 認定は更新制ではありませんので、一度認定を取得すれば、それ以降は手数料はかかりません。
ただし、手数料は、1事業の認定申請ごと（例えば、放課後児童クラブとスポーツクラブを別事業として運営している場合には、それぞれ）に、支払いが必要です。
1事業者単位、1事業所単位での手数料ではありませんのでご注意ください。
また、犯罪事実確認には、手数料は不要です。

よくある質問④ 「犯罪事実確認」

Q 学校の水泳授業を民間のスポーツクラブに委託しています。
受託者の従業員についても、学校側（教育委員会や学校法人）が、犯罪事実確認をしなければいけないのでしょうか。
また、保育園での体操や英語指導のために、週１回、外部の事業者から派遣されている指導者については、誰が犯罪事実確認を行いますか。



A いずれも、学校や保育園が、自らの事業として（カリキュラムの一部としてなど）実施する場合は、その指導者が外部の方（委託先・派遣労働者）であっても、学校や保育園の側で犯罪事実確認を行うことが必要となります。

一方、学校や保育所の施設を利用する場合であっても、場所を貸しているだけなどにとどまり、学校や保育所の事業とは全く別に、こどもへのサービス（英会話、体操教室など）が提供されるものである場合には、そのサービスの実施主体である事業者が犯罪事実確認を行う必要があります。

よくある質問⑤ 「犯罪事実確認」

Q 犯罪事実確認は内定前でもできますか。



A できません。

犯罪歴に関する情報は、極めて機微性の高い個人情報であり、真に確認が必要な従事者についてのみ、犯罪事実確認を行うことができます。

そのため、本人の承諾があったとしても、対象業務に従事することが決定していなければ、犯罪事実確認を行うことはできません。

よくある質問⑥ 「犯罪事実確認」

Q 犯罪事実確認を行うには、日本国籍の場合２～４週間、外国籍の場合１～２か月程度の期間がかかるとのことですが、どうしても従事開始までに間に合わない場合は、どうすればいいですか。



A こどもの安全を守るため、こどもと接する業務に従事する前に、犯罪事実確認を行うことが必要です。

このため、法律の施行日以降は、この期限を十分に踏まえた採用活動をお願いします。

ただし、急な欠員など、ガイドラインに記載のやむを得ない事情がある場合に限り、例外的に、従事してから３か月（一部の場合は６か月）以内に確認を行うことができる「いとま特例」が適用されます。

いとま特例が適用される場合は、犯罪事実確認が終わるまで、その従事者をこどもと一対一にさせないなどの対応が必要です。

よくある質問⑦ 「犯罪事実確認」

Q 施行日が今年の12月25日ということですが、義務対象事業者が12月25日以降に採用する人は、すぐに犯罪事実確認が必要になるという理解でよいですか。



A 義務対象事業者では、12月25日以降に内定、内示などが出された従事者は、従事開始までに犯罪事実確認を行うことが必要になります。

一方、12月24日以前に内定、内示などが出された従事者は、現職者扱いとなり、施行から３年以内に犯罪事実確認を行うことが必要になります。

現職者については、令和９年４月以降、義務対象事業者ごとに、確認手続を行う期間が伝達されますので、その期間に行ってください。

よくある質問⑧ 「事前準備」

Q 準備を進めるにあたって、迷うことがあった場合はどこに相談をすればよいですか。



A 今年の４月より、専用のお問い合わせフォームを設けておりますので、そちらにご相談ください。
https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898

また、コールセンターも設置しておりますので、そちらもご活用ください。
専用ダイヤル：03-5357-1146
（受付時間：平日9時から17時まで（年末年始を除く））

こどもまんなか
こども家庭庁

(参考)こまもろうシステムマニュアル

こまもろうシステムマニュアルについて

こどもまんなか
こども家庭庁

〇こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）において事業者・従事者が行う必要のある手続等について、実際のシステムの画面を掲載しつつ、手続等の流れ、具体的な操作方法を詳細に解説するマニュアルを作成。
〇　施行に向け、システムの仕様や詳細の手続フローについて引き続き検討し、施行時に改めて更新版を公表予定。今後も、システムの機能追加等にあわせ、随時更新を予定。

事業者向けマニュアル

アカウント登録、犯罪事実確認、情報管理措置など、事業者が対応する必要のある手続について詳細に示すもの。

- 義務事業者向けマニュアル
- 認定事業者向けマニュアル

⇒義務事業者、認定事業者等で対応する必要のある手続が異なるため、
対象者が必要な情報のみを参照できるよう、マニュアルは２つに分けて作成

従事者向けマニュアル

アカウント登録、戸籍登録など、主に犯罪事実確認のため、従事者が対応する必要のある手続について詳細に示すもの。

※　従事者マニュアルについては、最低限必要な情報のみを整理したものを別途作成予定。（秋ごろを目指して公表）

マニュアルの記載のポイントについて

こどもまんなか
こども家庭庁

○ システム上の手続の流れについて画面だけでなくイラストや図も活用しわかりやすく解説。
○ システム外で対応が必要となる準備・書類等についても、必要に応じて記載。

2. 必要書類の準備

<この節で取り扱う手続>

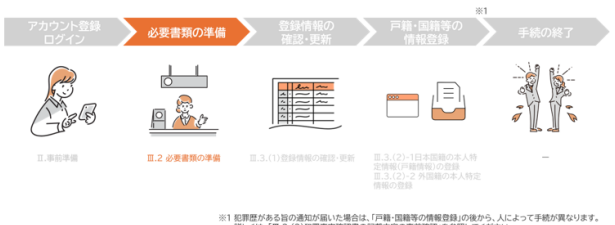

はじめに、犯罪事実確認の手続を行うために必要な書類を準備してください。

犯罪事実確認を正確に実施するためには、現在持っている国籍だけではなく、過去に持っていた国籍の情報も含めてすべての国籍情報が必要となります。以下を参照して必要書類を準備してください。



国籍(※現在・過去問わず)	必要書類	該当箇所
日本	戸籍等	(1)日本国籍の場合
外国籍	旅券等	(2)外国籍の場合
日本国籍と外国籍の両方	戸籍等・旅券等の両方	(1)日本国籍の場合 (2)外国籍の場合

.(1) 日本国籍の場合

出生から現在までの全ての戸籍(除籍)の情報が必要です。

システム上で、マイナンバーカードをかざして戸籍(除籍)の情報を登録してください。スマートフォンを用いてマイナンバーカードをマイナアプリで読み取ることで、戸籍(除籍)の情報が登録されます。

※ マイナンバーカードを持っていない場合や自治体の戸籍(除籍)の電子化状況によっては情報が取得できないことがあります。※1 その場合は、市区町村の窓口で「戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号」(以下「識別符号」)と「戸籍(除籍)謄本等」の両方を取得してください。※2

必要書類	留意点
① 以下の情報が記載・記録された戸籍・除籍の謄本	<更新(本章3節)について> • 過去に犯罪事実確認のためにシステム上に戸籍謄本等をアップロードしている場合、内容に変更がない場合は再度アップロードする必要はありません。 ただし、アップロードしている戸籍謄本等のうち、最新の内容が記載されているものについては、発行年月日から6か月以上が経過している場合(※)は、再度取得、システムにアップロードする必要があります。 ※事業者が犯罪事実確認書の交付申請を行った日から6か月以内以上経過しているかを確認します。事業者に交付申請を行う時期を確認し、6か月以上前に発行した戸籍謄本等をアップロードしてしまわないように注意してください。
② 以下の情報が記載・記録された全部事項証明書	

内容	備考
氏名	変更があった者については、変更前の全ての氏名及び変更年月日を含む
氏名のフリガナ	変更があった者については、変更前の全ての振り仮名及び変更年月日を含む ※戸籍に記載されていない場合は不要
生年月日	—
本籍	変更があった者については、変更前の全ての本籍及び変更年月日を含む
筆頭者氏名	—
戸籍編製の理由及び戸籍編成日	※「改製日」「転籍日」等、必ずしも「編製日」と記載されていない場合がある。
実父母の氏名及び実父母との続柄	—
戸籍に入った日	—
戸籍に入った理由	—
戸籍から除かれた日	該当する場合のみ
戸籍から除かれた理由	該当する場合のみ

識別符号の有効期限は、発行から3か月となっているため、取得後「Ⅲ.3.(1)登録情報の確認・更新」を参照してすぐにシステムに登録してください。

※識別符号を取得してから、3か月以内にシステムに登録をしなかった場合は、再度識別符号を発行する必要があるため、注意してください。

また、戸籍(除籍)謄本又は全部事項証明書を提出する場合は、その戸籍(除籍)謄本又は全部事項証明書は事業者が交付申請をした日から6か月以内に発行されたものではなければなりません。
事業者が交付申請を行う時期を確認し、戸籍謄本等を取得する時期には注意してください。

<市町村の窓口で戸籍謄本や戸籍電子証明書提供用識別符号等を取得する場合の注意点>

※取得する自治体によって、対応が異なる可能性があります。**必ず、事前に取得する自治体の HP 等で必要事項の確認**をしてください。

① 事前準備

■ 取得する窓口の確認

戸籍謄本等の取得は、本籍のある市区町村の窓口で取得することができます。

「広域交付制度」を利用することで、本籍地以外のご自宅や勤務先のお近くの市区町村の窓口であっても取得ができます。また、複数の本籍地の戸籍(除籍)を一か所の窓口で取得できます。予約制を実施している市区町村もあるため、事前に手続について確認し、自身が対応しやすい窓口を選択し、取得してください。

※ なお、広域交付制度を利用する場合、郵送や代理人による請求はできませんのでご留意ください。

※ 「自治体が戸籍(除籍)を紙で管理」しているもの(①改製不適合戸籍、②紙の除籍)については本籍地市区町村での請求が必要です。

(参考)主要な手続の概要

○　次ページ以降では、義務事業者を例示としてあげつつ、こまもろうシステムで行う手続の全体像を示したうえで、事業者アカウント登録から犯罪事実確認までの手続を整理。

○　特に、以下の手続については、多くの義務事業者や従事者が関係することから、具体的な手続の流れや順番等を画面イメージとともにより簡易に理解できるように、義務事業者向けマニュアルや従事者向けマニュアルから必要な情報を抜粋をして、その概略を示している。

※　なお、詳細は義務事業者向けマニュアルや従事者向けマニュアルを確認する必要があることに留意。

【義務事業者】
- 事業者アカウント登録
- 事業者情報の登録・対象従事者の登録

【従事者】
- 従事者アカウント登録・必要書類の準備①・②
- 戸籍情報の登録①・②

【義務事業者】
- 犯罪事実確認書の交付申請手続①・②

【従事者】
- 万が一犯歴があるとの結果が出た場合の対応

【義務事業者】
- 犯罪事実確認書の受領・確認

こまもろうシステムにおいて行う手続の全体像（義務事業者の場合）

こどもまんなか
こども家庭庁

〇こまもろうシステムにおいて、犯罪事実確認、情報管理措置、定期報告等の手続を統一的に実施。
〇義務事業者における主な手続の全体像は以下のとおり。

施行前

GビズIDの取得	・ こまもろうシステムのアカウントを登録するためにGビズIDを取得
事業者情報の登録	・ 所轄庁が事業者の情報をとりまとめ、こども家庭庁へ登録
事業者アカウント登録	・ こまもろうシステムのアカウントを登録 ・ こまもろうシステムにログイン
対象従事者の登録準備	・ 犯罪事実確認の対象となる従事者の特定、従事者情報のリストアップ

施行後

犯罪事実確認の実施	・ 従事者情報の登録 ・ 犯罪事実確認書の交付申請・取下げ等 ・ 犯罪事実確認完了の届出 ・ 犯罪事実確認記録等の消去
情報管理措置	・ 情報管理規程の提出（初回の犯罪事実確認の交付申請を行うまでに提出が必要。） ・ 漏えい等の重大事態が生じた場合のこども家庭庁への報告
こまもろうマークの取得・使用	・ こまもろうマークの取得手順 ・ 使用上の留意点　等
監督等	・ 帳簿（犯罪事実確認対象者の従事者情報）の管理 ・ 事業者情報の変更 ・ 定期報告の実施

※定期報告の機能等、施行時点では必須とならない一部の機能については施行後に順次リリース予定。

こどもまんなか
こども家庭庁

犯罪事実確認の交付申請までの具体的な手続

申請従事者が、日本国籍を有し、特定性犯罪歴がない場合

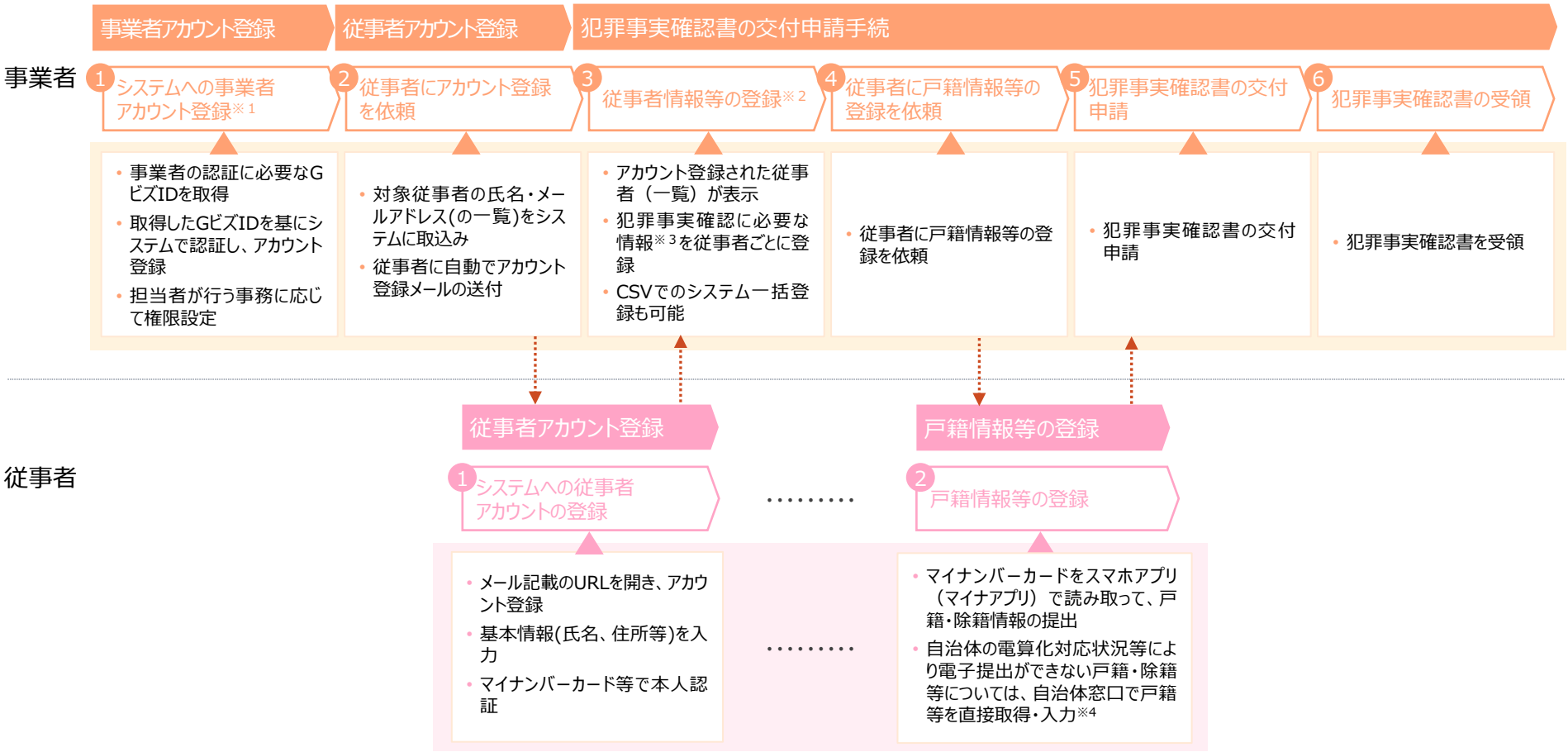

※1　Gビズ ID取得後、学校設置者等のアカウント登録は、法施行前に所轄庁を通じて必要情報を取りまとめ、一括登録予定。また、認定事業者等のアカウント登録は、認定申請の前に実施する。
※2　いとま特例の「やむを得ない事情」（急な欠員によりすぐに採用・従事させる必要がある場合など）に該当する場合は、その旨もあわせて登録する。
※3　従事する事業所、業務、従事予定日等を入力する。また、雇用契約書等をアップロードする。
※4　マイナンバーカードを用いた取得ができない戸籍・除籍がある場合には、紙媒体の戸籍・除籍の謄本や戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を自治体窓口にて取得し、本人確認情報とともにシステムから入力する。

【義務事業者】事業者アカウント登録

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか こども家庭庁

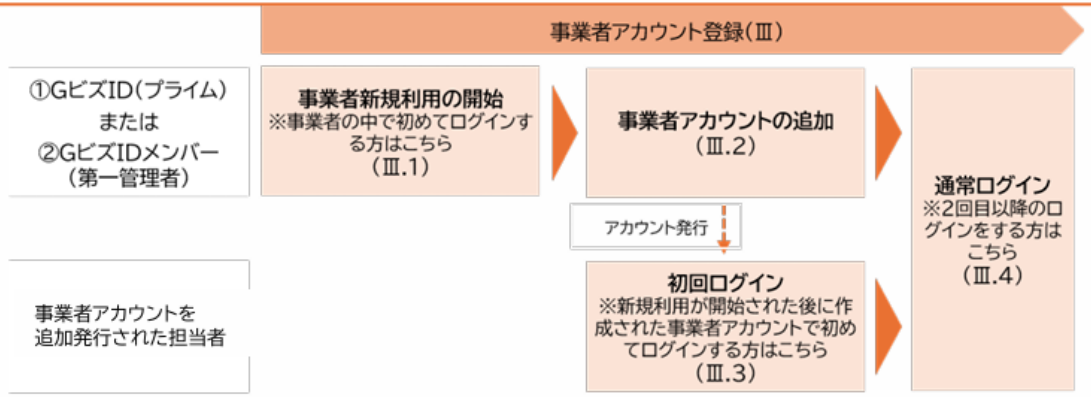

【GビズIDの取得～事業者アカウントの初回登録】

○まとめ登録したGビズIDでシステムにアクセス。
○本人認証の方法（マイナアプリまたはパスキー）を選択し、自動で起動する認証画面に沿って、システムにログイン。
○事業者アカウントの初回登録が完了

＜システムログイン画面＞



【事業者アカウントの追加】

○従事者の情報をシステムに登録したり、交付申請を行ったりする事業者の担当者のアカウントを必要に応じて追加。
○アカウントの追加の際には、担当者の氏名やメールアドレス、システム内の権限等を設定。

＜事業者アカウント登録画面＞



【事業者アカウントの初回・通常ログイン】

○アカウントを割り振られた担当者が、システムにログイン。

【義務事業者】事業者情報の登録・対象従事者の登録

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか こども家庭庁

対象従事者の登録

犯罪事実確認の対象者登録

犯罪事実確認 対象者の特定（Ⅳ.1）

対象従事者の登録（Ⅳ.2）

対象従事者情報の確認・登録・更新（Ⅳ.3）

【事業者情報の登録】

○まとめ登録で登録した情報以外の事業者情報（代表者等）を登録。

＜事業者情報変更画面＞

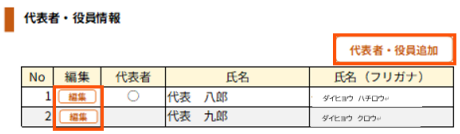

【対象従事者の登録】

○対象従事者の情報をシステムに取りこみ、従事者にアカウント作成を依頼。

※複数従事者分の氏名やメールアドレス等を入力したcsvを作成・アップロードし、一度に取り込むことが可能。

＜従事者の一括登録画面＞



【従事者アカウント作成のメールが従事者に自動配信】

○事業者が従事者情報をシステムに取り込んだ後、システムから従事者向けにアカウント作成用のメールを自動配信。（次ページのとおり従事者がアカウントを作成。）

【対象従事者情報の確認・登録・更新】

○従事者がアカウントを作成後、システムで従事者が登録した情報を確認。犯罪事実確認の交付申請に当たって登録が必要な職務情報等の追加・更新を実施。

※従事者一人一人登録を行うことも、複数従事者分の従事情報等を入力したcsvを作成・アップロードし、一度に登録することも可能。

＜従事者情報登録画面＞

（個別）　　（一括）





【〇〇都道府県/市町村】　対象従事者のリストイメージ

事業名	事業所名	メールアドレス※必須	氏名（全角文字）※必須	施行時/認定時現職者該当区分※必須

※必要な項目、入力方法については今後のシステム開発状況によって変更があり得る点に御留意ください。

※本イメージは、施行前までの対象従事者のリスト化に際して必要な項目のイメージを示しています。

※本イメージを参考に対象従事者をリスト化しておくことで、システムの稼働後に対象従事者をシステムに一括登録するための作業（一括登録用ファイルをダウンロードしてリストの内容を転記し、一括登録用ファイルをアップロードして対象従事者をシステムに登録）がスムーズとなります（義務事業者マニュアル：P62～66を参照。）。

※実際にダウンロードする一括登録用ファイルは、氏名を全角で入力する必要があるほか、「事業名」は「小学校」「保育所」など、「事業所名」は「A小学校」などの登録を想定しており、一部はプルダウン形式で選択して登録する想定であることに御留意ください。

※各対象従事者の「事業名」「事業所名」の項目については、施行前までのリスト化が必須ではありませんが、整理しておくと、システムに一括登録する際に併せて登録することができます。

【従事者】従事者アカウント登録・必要書類の準備①

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁

アカウント登録
ログイン



必要書類の準備



登録情報の確認・更新



戸籍・国籍等の情報登録



※1

手続の終了



1．事業者が対象となる従事者の情報をシステムに登録すると、従事者本人へ以下のとおりメールが送付される。

※前頁のとおり事業者が従事者をシステムに登録するに当たりメールアドレスが必要であるため、事業者からの依頼に応じてメールアドレス（業務用・私用のいずれでも可）を事前に提出しておくことが必要。

※以下の２～４のマイナンバーカードの読み取りをスマートフォンで行うことが想定されるため、スマートフォンでも確認できるメールアドレスを登録すると、ログイン等の作業をそのまま行うことができる。

あなたが従事している又は従事予定の事業者より、こまもろうシステムのアカウント登録の依頼がありました。

以下の URL より、アカウントの登録の実施をお願いします。

【登録用 URL】

以下のリンクから、アカウント登録を行うことができます。

http://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

【登録期限】

この登録 URL の有効期限は 7 日間 となっています。

20XX 年 X 月 X 日までに、忘れずにご登録ください。

※有効期限を過ぎると、リンクが使用できなくなるためご注意ください。

2．従事者は、メールに記載されているURLをクリックし、従事者アカウントを登録を進める。従事者アカウントの登録については、原則として、「マイナンバーカードで登録」ボタンを押し、自動的に遷移するマイナアプリの画面上でマイナンバーカードで認証（利用者証明用暗証番号(数字４桁)入力）して、進める。



※マイナンバーカード以外でも登録することは可能だが、別の本人確認書類のアップロード・情報の入力の必要があるほか、本人確認書類の審査に時間を要することに留意。

【従事者】従事者アカウント登録・必要書類の準備②

※ 主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか こども家庭庁

アカウント登録 ログイン

必要書類の準備

登録情報の確認・更新

戸籍・国籍等の情報登録 ※1

手続の終了











3．事業者が登録した情報やマイナンバーカードから取得したデータから自動で入力されているので、氏名・メールアドレスなどの必要な項目を入力・更新。従事者アカウントの登録が完了する。



4．登録したメールアドレス宛に以下の「[こまもろうシステム] 仮パスワードと認証情報再登録のご案内」という件名のメールが配信されるので、記載のURLからログインページに移動。認証方式として「マイナアプリ」を選択してログイン。利用規約などに同意し、初回システムログインが完了。

ご登録されたログイン情報が変更されたため、仮パスワードを発行しました。

以下の仮パスワードをご利用いただき、システムにログインの上、認証情報の再登録をお願いいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【ログインID】

XXX

【仮パスワード】

XXX

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【従事者ポータル ログインURL】

XXX

5．犯罪事実確認に当たって必要な戸籍情報は原則としてマイナンバーカードを活用し、マイナアプリで情報を取得する。このため、あらかじめマイナンバーカード・マイナアプリの準備、暗証番号（利用者証明用暗証番号（数字4桁）、署名用パスワード（英数字6～16文字））の確認をしておく。（ただし、一部の戸籍についてマイナンバーカードで取得できない場合等には、自治体の窓口で「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」と「戸籍（除籍）謄本等」の両方を取得することとなる。）

【従事者】戸籍情報の登録①

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁

アカウント登録
ログイン



必要書類の準備



登録情報の確認・更新



戸籍・国籍等の情報登録



※1

手続の終了



1．従事者情報が最新のものになっているか確認し、必要に応じて修正・更新を行う。

2．前ページの５．で準備していた戸籍等の情報について、システム上で登録。

＜マイナンバーカードでの戸籍情報の取得の画面＞ ※マイナアプリに遷移

本人特定情報登録

こまもろうシステムの本人特定情報の登録を行います。
こども家庭庁では、マイナンバーカードでの登録を推奨しています。
マイナンバーカードで登録を行う場合は、市役所等での戸籍謄本等の取得手続が不要となります。

マイナンバーカードで登録を行う場合は以下の手順で進めてください。
①「戸籍情報の取得①」を押下してください。
ボタンを押下すると、戸籍の詳細情報を問い合わせるための戸籍基本情報を取得します。
②取得した戸籍基本情報をこの画面に表示します。内容を確認して問題ないようでしたら
「戸籍情報の取得②」を押下してください。
ボタンを押下すると、確認いただいた戸籍基本情報をもとに電子戸籍情報を取得します。
（情報取得までに時間がかかりますので、予約後1時間経過後、再度状況を確認してください）

マイナンバーカードを持っていない方や外国籍の方は「他の方法で入力／外国籍の入力を行う」にチェックし、必須項目を入力してください。
不正な手段により交付申請を行う場合、罰則の対象となる場合があります。

まずこちらのボタンを押下してマイナンバーカードをスマホアプリ（マイナアプリ）で読み取ってください。

以下の情報に関する戸籍情報の取得で間違いなければボタンを押下してください。

戸籍情報の取得①

戸籍情報の取得②

他の方法で入力／外国籍の入力を行う

戸籍基本情報
申請者氏名
家庭太郎
筆頭者氏名
家庭龍一
本籍
神奈川県横浜市都筑区篠井台９９－００－００

従事者情報及び本人書類等申請状況参照へ戻る

【従事者】戸籍情報の登録②

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

こども家庭庁

アカウント登録
ログイン

必要書類の準備

登録情報の確認・更新

戸籍・国籍等の情報登録

※1

手続の終了











＜戸籍情報の取得結果画面＞



3．交付申請後、犯罪事実確認に関する通知がない場合は手続完了となる。

　こども家庭庁から法務省への照会の結果、犯歴があるとの結果が出た場合は、事業者に犯罪事実確認書を交付する前に、従事者に対して内容の確認の通知がある。この場合従事者は、必要に応じて訂正請求や中止要請等の対応が必要となる（14ページ参照。）。また、事業者における申請状況は従事者もシステム上で確認が可能。

【義務事業者】犯罪事実確認書の交付申請手続①

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか こども家庭庁

1, 交付申請対象の検索・確認・修正 → 2. 事業者情報の確認・修正 → 3.添付書類の提出 → 4. 交付申請 → 5. 交付申請の完了

交付申請が差し戻された場合：6. 不備通知の受信 → 7. 不備内容の修正

1．犯罪事実確認書の交付申請の対象となる従事者をシステム上で検索し、交付申請対象者として選択。

＜交付申請対象者の検索画面＞



＜交付申請対象者の選択・追加画面＞



2．申請する際に事業者情報が最新になっているかを確認・必要に応じて修正



【義務事業者】犯罪事実確認書の交付申請手続②

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか こども家庭庁

1, 交付申請対象の検索・確認・修正 → 2. 事業者情報の確認・修正 → 3.添付書類の提出 → 4. 交付申請 → 5. 交付申請の完了

交付申請が差し戻された場合：6. 不備通知の受信 → 7. 不備内容の修正

3．申請対象の従事者に応じて必要な添付書類を提出（新規採用であれば内定通知書の写し、現職者であれば雇用契約書の写し等）

＜添付書類のアップロード画面＞

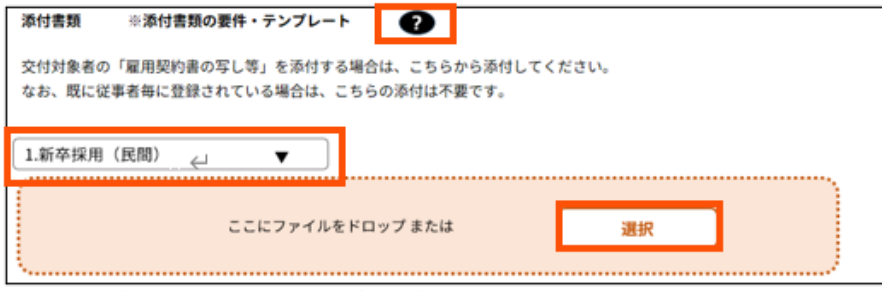

4．システム上で申請ボタンを押し、申請

＜申請画面＞



5．交付申請完了

＜交付申請完了画面＞

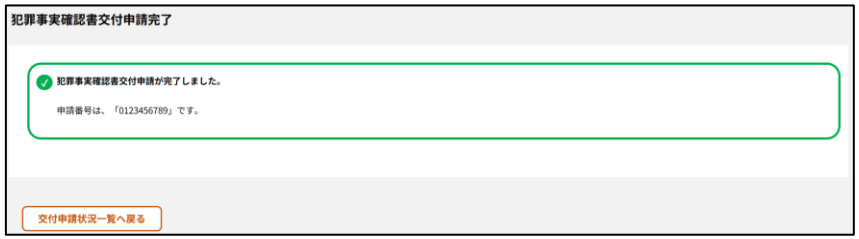

6．仮に申請内容に不備があった場合は、メールおよびシステム上で通知がなされる。

＜通知イメージ＞

交付申請（交付申請番号：●●●）の内容に不備があり、差し戻されました。↵
下記不備内容を確認し、画面左側のメニューより「従事者管理」を選択し、交付申請状況一覧画面から申請内容を修正してください。↵
↵
不備内容：↵
添付された「雇用契約書の写し等」の文字が、解像度が低く読み取ることができません。↵
正しく読み取れるように、添付ファイルを修正してください。↵

7．システムにログインし、必要な修正を行う。

【従事者】万が一犯歴があるとの結果が出た場合の対応

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は従事者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか
こども家庭庁

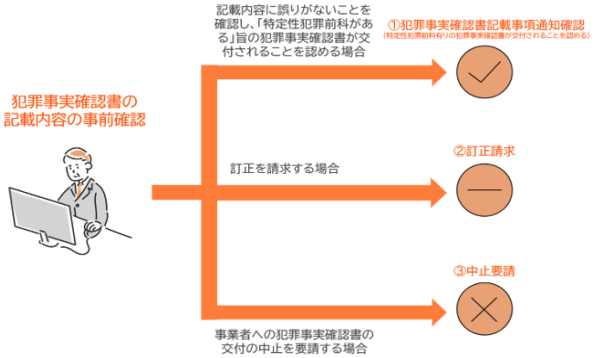

【記載内容の事前通知連絡】

○犯歴があるとの結果が出た場合は、従事者にメールおよびシステム上で事前に内容が正しいか確認するよう通知。

＜通知イメージ＞

株式会社〇〇よりこども性暴力防止法に基づいて行われたあなたの犯罪事実確認書の交付申請について、株式会社〇〇に交付する予定の犯罪事実確認書の内容を記載した犯罪事実確認書記載事項通知を通知しました。

画面左側のメニューより「犯罪事実確認」を選択し、交付申請状況一覧画面から必ず内容を確認の上、必要な手続を行ってください。

なお、「犯罪事実確認書（事前確認用）」の内容について事実でないと思われるときは、システム上で通知されてから２週間以内（●月●日）に訂正請求を行うことができます。

２週間以内に何の手続も行わない場合は、「犯罪事実確認書（事前確認用）」の内容がそのまま〇〇に交付されることになりますのでご注意ください。

【システム上で事前通知の確認】

○システム上で実際に事業者に交付される予定の犯歴有と記載された犯罪事実確認書の内容を確認。

＜事前通知の確認画面＞

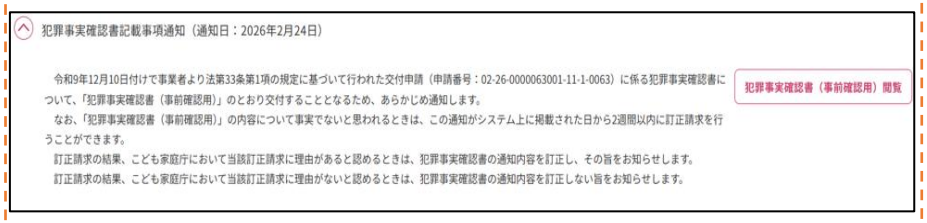

【犯罪事実確認書記載事項通知確認】

○犯歴有の結果が事実であることを認める場合、確認ボタンを押す。

＜確認画面＞

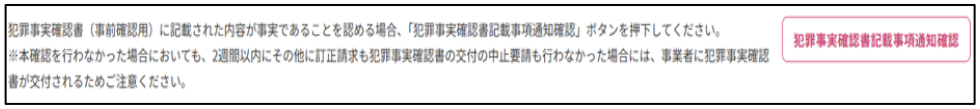

【訂正請求】

○犯歴有の結果が事実でないと思われるときは、通知から２週間以内に訂正請求を行う。

＜訂正請求画面＞



【中止要請】

○自ら離職や内定辞退を行い、事業者に対する犯罪事実確認書の交付の中止を要請。

※同時に従事者から事業者に、離職や内定辞退を行う旨、犯罪事実確認書の交付申請を取下げてほしい旨を連絡。

＜中止要請画面＞

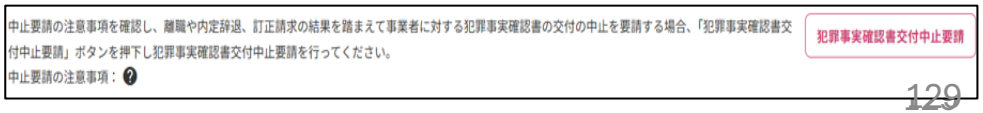

【義務事業者】犯罪事実確認書の受領・確認

※　主要な手続きを整理したもの。詳細は義務事業者向けマニュアルを確認して下さい

こどもまんなか こども家庭庁

1. 交付通知の受信 → 2. 交付済み犯罪事実確認書の選択 → 3.対象者の検索・選択 → 4. 本人認証の実施 → 5.犯罪事実確認書の確認

1．交付申請の審査等が終了した後、事業者に対して犯罪事実確認書が交付され、通知を受信する。

<通知イメージ>

以下の番号の交付申請について、犯罪事実確認書を交付しました。

画面左側のメニューより「従事者管理」を選択し、交付申請状況一覧画面から確認してください。

交付申請番号：202601010000001-01
202601010000001-02
202601010000001-03
…

2．「交付済み犯罪事実確認書」の画面に遷移する。

3．犯罪事実確認書を確認したい対象者を検索する。

<交付された犯罪事実確認書の検索画面>

検索条件

事業名　　事業所名

従事者氏名

従事者氏名（フリガナ）

交付申請日（開始）　年　月　日　～　交付申請日（終了）　年　月　日

No	処理対象	犯罪事実確認書の確認	消去依頼の確認	事業	事業所	県費負担教職員	職種	従事者氏名	従事者氏名（フリガナ）	申請番号
1	□	確認		小学校	東部教育事務所	県費負担教職員	教諭	東尾　たかし	ヒガシオ　タカシ	
2	☑	確認		小学校	東部教育事務所	県費負担教職員	教諭	縦田　和則	タテタ　カズノリ	
3	□	確認		一時預かり事業	恵比寿店	県費負担教職員	担当職員	山田　次郎	ヤマダ　ジロウ	

4．犯罪事実確認書の閲覧権限がある担当者が、マイナンバーカード等で本人認証を行う。

5．犯罪事実確認書を確認する。

<犯歴無>

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和　年　月　日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第35条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

１．申請番号

２．確認日

３．特定性犯罪事実該当者の該当性
上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

<犯歴有>

１．申請番号

２．確認日

３．特定性犯罪事実該当者の該当性

（１）上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。

（２）特定性犯罪事実該当者の区分

（３）特定性犯罪の裁判が確定した日